

令和8年度 中津河及びセンター構内
たい積場等の草刈業務

仕様書

目 次

1. 件名	1
2. 目的及び概要	1
3. 作業実施場所	1
4. 納期	1
5. 作業内容	1
5. 1 作業範囲及び項目	1
5. 2 作業内容及び方法等	2
6. 試験・検査	3
7. 業務に必要な資格等	3
8. 支給品及び貸与品	3
9. 提出書類	3
10. 検収条件	3
11. 適用法規・規程等	3
12. 特記事項	4
13. 総括責任者	5
14. 検査員及び監督員	5
15. グリーン購入法の推進	5

添付資料 別添 (図) 1 中津河大切坑捨石たい積場平面図
別添 (図) 2 夜次露天採鉱表土たい積場平面図
別添 (図) 3 夜次露天採掘場跡平面図
別添 (図) 4 夜次1号坑捨石たい積場平面図
別添 (図) 5 夜次鉱さいたい積場平面図

1. 件名

令和8年度 中津河及びセンター構内たい積場等の草刈業務

2. 目的及び概要

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）所掌の捨石たい積場の維持管理の実施に伴い、境界柵周囲、巡回路、水路周辺等の草刈を実施するために、当該業務を受注者に請負わせる為の仕様について定めたものである。

本作業において、受注者は、対象施設、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

3. 作業実施場所

- ・中津河大切坑捨石たい積場 (岡山県苫田郡鏡野町上斎原字中津河)
- ・夜次露天採鉱表土たい積場 (センター構内)
- ・夜次露天採掘場跡 (センター構内)
- ・夜次1号坑捨石たい積場 (センター構内)
- ・夜次鉱さいたい積場 (センター構内)

4. 納期

令和8年10月30日 (金)

5. 作業内容

センター所掌の中津河及びセンター内の各捨石たい積場等の境界柵周囲、巡回路、水路周辺等の草刈作業である。

本作業は期間内に2回行うこととし、1回目の作業については令和8年6月から7月中を目途、2回目の作業については9月中を目途に実施するものとする。なお中津河大切坑捨石たい積場の境界柵周囲については年1回(9月のみ)とし、夜次1号坑捨石たい積場については年1回(9月のみ)の作業とする。

5. 1 作業範囲及び項目

以下に、草刈作業場所及び数量を示す。※草刈り作業表示面積 (㎡) は、作業2回分の合計面積を示す。

5. 1. 1 センター構外

㎡	(1) 中津河大切坑捨石たい積場	境界柵周囲 (年1回:9月)	6 5 0
		巡回路	4, 1 0 0 ㎡
		排水路	1, 3 5 0 ㎡

5. 1. 2 センター構内

(1) 夜次露天採鉱表土たい積場	巡回路	4, 2 7 0 ㎡
	U字フリーム	7 3 5 ㎡
	コルゲート(A800)	8 5 5 ㎡
	角フリーム水路周辺	1, 5 0 0 ㎡
	素掘り水路	1 0 5 ㎡

(2) 夜次露天採掘場跡	巡回路	2, 5 3 0 ㎡
	角フリーム水路周辺	1, 6 0 5 ㎡
	コンクリート水路	2 1 0 ㎡
	素掘り排水路	3 0 0 ㎡

	ポンプ室及び沈殿池周辺	5 0 0 m ²
(3) 夜次1号坑捨石たい積場 (年1回)	巡回路	9 5 m ²
	素掘り排水路	1 9 0 m ²
	捨石たい積場法肩	1 5 0 m ²
(4) 夜次鉦さいたい積場	鉦さいたい積場法面	5, 8 0 0 m ²

5. 2 作業内容及び方法等

5. 2. 1 センター構外

- (1) 中津河捨石たい積場は境界柵沿いの両側を約0.5m巾(全巾1.0m)で草刈を行い、巡回路について登坂路部分は幅員全面を刈り取り、巡回路指定区間については約3m巾で草刈を行う。巡回路のコンクリートかん止堤の内側に接した箇所は水路際からかん止堤までを刈り残しがないように全面刈り取り、かん止堤沿いに集積する。また、中津河捨石たい積場内の水路は両側を約0.75m巾(全巾1.5m)で草刈を行う。
- (2) 刈り草は、通路の端に寄せ、水路等への影響や通行の妨げにならないよう適宜、集積する。水路内へ入った刈り草は取り除く。

5. 2. 2 センター構内

- (1) 夜次露天採鉦表土たい積場内の巡回路を全巾1.0mで草刈を行う。
また、U字フリーム、コルゲート、角フリーム及び素掘り水路の両側を約0.75m巾(全巾1.5m)で草刈を行い、刈り草が当該排水路内に入らないように脇に寄せて集積する。
- (2) 夜次露天採掘場跡地内の巡回路を全巾1.0mで草刈を行う。
また、夜次露天採掘場跡地内の角フリーム水路、コンクリート水路、素掘り水路の両側を約0.75m巾(全巾1.5m)で草刈を行い、刈り草が当該排水路内に入らないように脇に寄せて集積する。
- (3) 夜次1号坑捨石たい積場内の巡回路を全巾1.0mで草刈し、巡回路脇に集草する。
素掘り排水路は全巾2.0mで草刈し、排水路内の刈り草は除草し雨水等の排水に影響がないような場所に集積する。
捨石たい積場法肩については、平場部分を巾2.0mで草刈を行う。
- (4) 夜次鉦さいたい積場の法面は、法肩から法尻までを刈り残しがないように全面刈り取り適宜、集積する。

5. 2. 3 一般的注意事項

- (1) 樹木の伐採はむやみに行ってはならない。必要となった場合はその都度、機構担当者と打ち合わせし、承諾を受けなければならない。
- (2) 作業現場及び周辺地域における火気取扱いに十分注意し、火災等を起こさないよう万全の注意を払わなければならない。又、作業中の喫煙は禁止とする。尚、喫煙をする場合は喫煙設備を設けて行うこと。
作業場所及び作業道が狭いため、車両等の運転・操作に注意するほか、転落及び転石等に注意し、事故防止に努めなければならない。
- (3) 機材等の運搬及び移動中において、地元住民への障害にならない様十分配慮し、行動するものとする。
- (4) 作業上、必要以外の場所への立ち入りは禁止とする。
- (5) その他不明な点については、機構担当者との協議のうえ、指示に従い処理すること。

6. 試験・検査

検査確認は以下のとおりとする。

- (1) 1回目の草刈が終了した時点で草刈後現地確認
- (2) 2回目の草刈が終了した時点で草刈後現地確認

7. 業務に必要な資格等

- (1) 刈払機取扱作業安全衛生教育修了者 作業員全て

8. 支給物品及び貸与品

なし

9. 提出書類

- | | | |
|------------------|-----------|-----------|
| (1) 安全組織・体制図 | 作業着手7日前 | 1部 |
| (2) 総括責任者届 | 契約締結後速やかに | 1部 |
| (3) 一般安全チェックシート | 作業着手7日前 | 1部 |
| (4) リスクアセスメントシート | 作業着手7日前 | 1部 |
| (5) KY等実施記録 | 実施日後 | 1部 |
| (6) 作業員名簿 | 作業着手7日前 | 1部 |
| (7) 作業工程表 | 契約締結後速やかに | 1部 |
| (8) 作業実施要領書 | 契約締結後速やかに | 2部 (1部返却) |
| (9) 作業日報 | 各作業日の翌日 | 1部 |
| (10) 作業報告書 | 作業終了後速やかに | 2部 |

作業報告書には、提出書類の一式及び作業前・中・後の草刈作業状況が分かる写真を添付すること。

(提出場所)

原子力機構人形峠環境技術センター 鉦山施設課

10. 検収条件

「6. 試験・検査」の合格、「9. 提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

11. 適用法規・規程等

- (1) 人形峠鉦山保安規則
- (2) 人形峠環境技術センター規則
- (3) 緊急時対応管理文書
- (4) その他機構の定める諸規則、基準等

12. 特記事項

(1) 安全管理

- ①現場責任者、現場分任責任者は機構が実施する作業責任者等教育（2時間）を受講し、所定の理解度の確認を受けること。
- ②作業着手に先立ち、機構と作業の安全について十分打合せしたのち着手すること。作業現場の安全管理は、法令に基づき、受注者の責任において自主的に行うこと。
- ③機構の定める保安、安全上の規則、基準類に従って作業を行うこと。
- ④必要に応じて災害防止のための作業規制や現場立入規制等を行い、管理下の作業関係者に周知徹底するとともに、安全確保のために必要な施策を行い、事故の発生防止に努めること。
- ⑤作業に関して、安全責任者を決め、その安全確認に努める。
- ⑥受注者は、必要に応じて警察署、労働基準監督署等の関係機関と緊密な連絡を取り、作業中の安全を確保しなければならない。
- ⑦受注者は、作業中における安全の確保を第一に優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に刈払機を使用して行う作業等については、関係法令に基づいて適切な有資格者を配置すること。
- ⑧受注者は、豪雨、出水、土石流、その他自然災害に対しては、天気予報、作業場所周辺の状況などに注意を払い、安全に作業を実施しなければならない。
- ⑨作業期間中は定期的に安全巡視を行い、作業区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

(2) 勤務時間について

監督員と協議を行った上で6月～9月末の期間において熱中症対策として、以下に示す早朝勤務を行うことができる。

- ①始業及び終業時間を、午前5時から午後1時30分までとする。この場合の休憩時間は午前9時30分から1時間とする。
- ②始業及び終業時間を、午前6時から午後2時30分までとする。この場合の休憩時間は午前10時30分から1時間とする。

(3) 作業前の安全確認

受注者は毎日の作業に先立ち必ずTBM及びKYを実施し、その内容を作業場所の見やすい位置に表示、または、その内容等を記録し、安全確保に努める。

(4) 火災防止

作業現場及び周辺区域における火気の取扱いには十分注意し、火災等を起こさないよう万全の注意を払い、適切な消火設備等を設けるなど、火災の防止処置を講ずること。火災により生じた損害は、すべて受注者の責任とする。

(5) 衛生管理

- ①作業現場は、常に整理整頓を励行し、かつ清潔に保つものとする。
- ②受注者及び作業者は、刈払機を使用して行う作業において、一連続作業時間の限度を遵守し、必要であれば、手刈り作業を取り入れるなどの振動障害予防対策を講じなければならない。

(6) 交通安全

- ①受注者及び作業者は、交通法規を遵守することはもとより、作業現場周辺の交通に障害を与えてはならない。万一生じた紛争は、受注者が自主的に解決するものとし、機構は一切責任を負わない。

(7) 事故報告

事故が生じた場合は、受注者は速やかにその日時、場所、原因、状況、被害者氏名、応急措置、その後の対策等を機構に報告しなければならない。

(8) 守秘義務

受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を当機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価を受け、もしくは無償で提供することはできない。但し、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

(9) 不適合の措置

作業実施の際、不具合が生じた場合は、作業を中断し、機構に報告するとともに機構の指示に従い復旧すること。

13. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

14. 検査員及び監督員

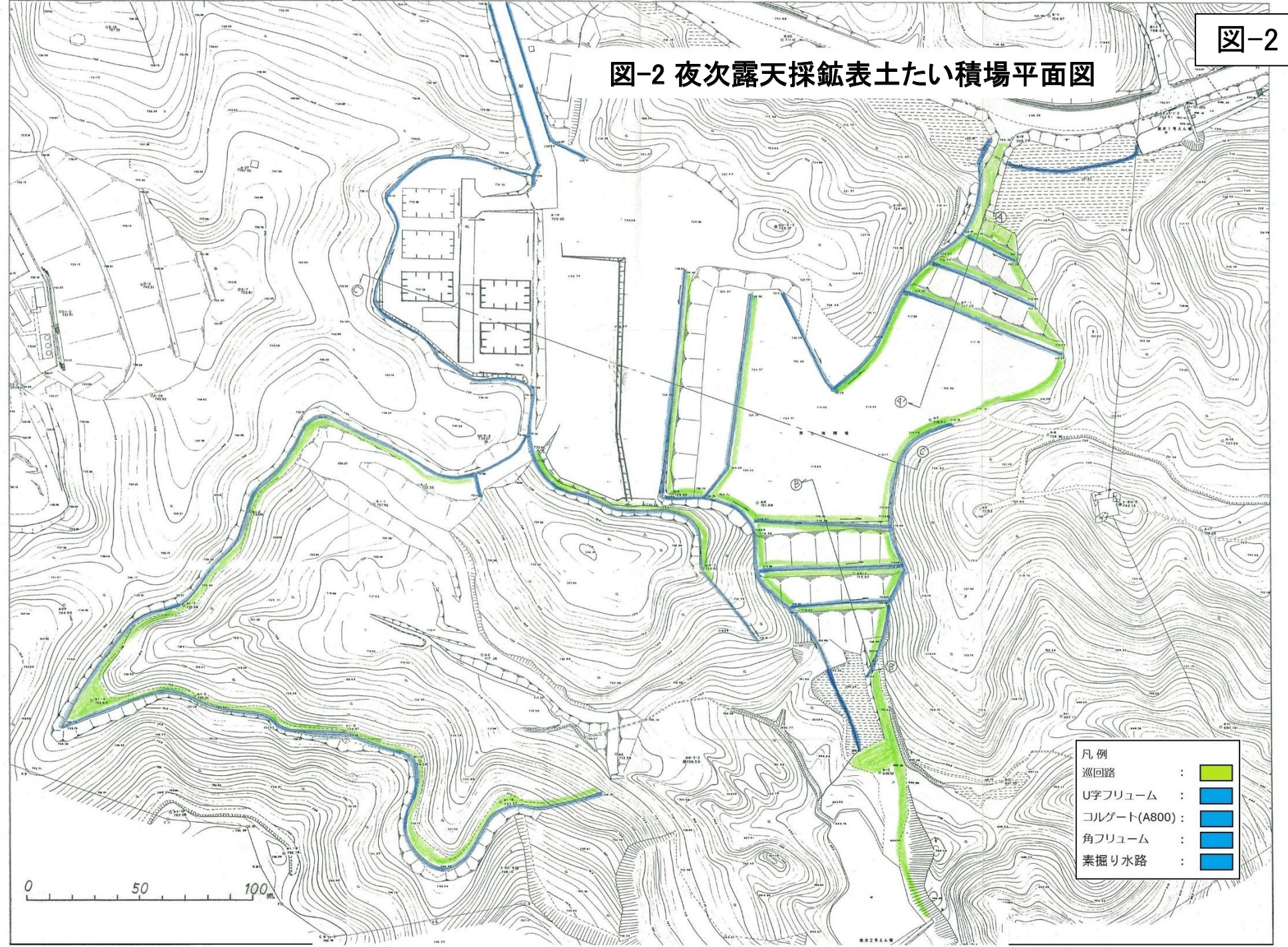
- (1) 一般検査 管財担当課長
- (2) 技術検査 1回目、2回目草刈終了後、現地確認
検査員及び監督員 鉦山施設課員

15. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上

図-2 夜次露天採鉱表土たい積場平面図



凡例

巡回路	:	
U字フリューム	:	
コルゲート(A800)	:	
角フリューム	:	
素掘り水路	:	

0 50 100

図-3 夜次露天採掘場跡平面図



図-5 夜次鉱さいたい積場平面図

